

ふじ社会保険労務士事務所事務所便り

特定社会保険労務士 木村藤子 〒569-0078 大阪府高槻市大手町 3-17-102
 電話:090-2102-3887 FAX:050-3164-7326 mail:info@fujisr.ne.jp

有給休暇の取得率上昇と プレゼンティーイズム

◆年次有給休暇の取得率は10年で急上昇

厚生労働省から令和6年「就労条件総合調査」の結果が公表されました。

令和5年の1年間に企業が付与した年次有給休暇（繰越日数を除く。）の取得率は65.3%（同62.1%）となり、昭和59年以降最も高くなっています。10年ほど前には40%台後半でしたので、実に20パーセントポイントほど急上昇していることとなります。

◆プレゼンティーイズム

こうした流れの中で、職場の管理職の中には「最近の若い者は休みばかり取っている」と感じる向きがあるかもしれません。

もしかすると、それは「プレゼンティーイズム」に陥っているからかもしれません。プレゼンティーイズムとは、単に職場に物理的に存在することを重視する傾向や、長時間労働を美德とする考え方を指します。実際の生産性や成果よりも、職場にいることを偏重する誤った労働観、という意味で使われる言葉です。

プレゼンティーイズムに凝り固まるのは問題がありますが、一方で、その場にはないとコミュニケーションが不足したり報連相

がスムーズにいかなくなるのも事実でしょう。新しい連絡ツールなどがいろいろと登場しているとはいえ、その場にいること、リアルな対面での情報交換の重要性が消えてなくなることはないでしょう。

何事もバランスの問題かもしれません。バランスの取れた判断をするためには職場のリーダーや管理者の意識が重要となります。「会社の売上が減っているのに休みばかり取って……」と不満を抱えて憂鬱になるより、売上減の要因を探って対策を考えるほうが建設的でしょう。

◆社内規程のアップデートも忘れずに

時代に適合しない企業は生き残れません。リーダーの考え方にアップデートの余地がないか、ちょっと立ち止まって考えてみるのも有益かもしれません。もちろん、就業規則などの社内規程のアップデートも忘れずにおきましょう。

【厚生労働省「令和6年就労条件総合調査 結果の概況」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/24/index.html>

労働安全衛生規則改正に伴う 一部手続きの電子申請が義務化されました

労働安全衛生規則の改正により、令和7年1月1日以降、労働者死傷病報告ほか一部手続きの電子申請が義務化されました。

◆電子申請が義務化された手続き

- ・総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・労働者死傷病報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告

◆従来の様式の廃止

令和7年1月1日以降は、従前の労働安全衛生規則様式は使用できなくなりました。ただし、パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能です。書面により報告する場合は、厚生労働省のwebページから様式のダウンロードを行い、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

◆電子申請に便利な入力支援サービス

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を利用すると、届出する様式(帳票)を作成・印刷したり、画面から入力した情報を e-Gov を介して直接電子申請したりすることができます。また、入力した情報は使用した端末に保存できるので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能となります。

既に多くの手続きが電子申請可能となっていますが、新たに義務となったものについては、今一度確認しておきましょう。

【厚生労働省「労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます(令和7年1月1日施行)」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

令和7年介護職員等処遇改善加算に おける特例措置について

◆介護職員の賃上げ・定着が急務

令和6年の介護事業者の倒産件数は全国で172件と、介護保険制度発足以降最多となりました。介護報酬改定による影響なども指摘され、政府は「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)にて、人手不足の解消や職員の定着を図るための包括的な取組みとして、令和6年度補正予算に補助金の支給を盛り込みました。

また、令和7年介護職員等処遇改善加算の申請において特例措置も講じられます。

◆さらなる賃上げ等を支援するための補助金

補助金は、「介護職員等処遇改善加算」を取得している事業所を対象に交付されます。

交付の条件は、生産性向上や職場環境改善に向けた具体的な取組みのための計画を策定し、都道府県に提出することです。補助金の交付を受けた場合の実績報告書の提出も必要となります。

◆さらなる処遇改善加算の取得促進のための要件弾力化

もう1つの特例措置は、さらなる処遇改善加算の取得促進のための要件弾力化です。

介護職員等処遇改善加算の取得要件のうち、キャリアアップ要件と職場環境等要件について弾力化がなされます。

さらに申請様式の簡素化として、要件を満たしているかをチェックリスト形式で確認する方法が導入されます。

◆2月の申請受付分から適用開始

第243回社会保障審議会介護給付費分科会(令和6年12月23日)にて、これらの特例措置が示されて以降、詳細はまだ明らかにされていません。

令和7年度介護職員等処遇改善加算の申請に向けて、最新情報をチェックしておきましょう。

2月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

17日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]
※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

28日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

~当事務所より一言~

1月があっという間に過ぎていきました。毎年恒例の健康診断も特段の不都合はなく済みしました。ありがたいことです。

健康で仕事ができることは一番の幸せです。

3月5日(水)に、近所の商工会議所の会議室をお借りして、経営者さんや労務ご担当者を対象とした「これで安心!社労士と学ぶ雇用手続きと法改正対応」をテーマにしたセミナーを開催いたします。

たくさんの方に「参加してよかった」と言って頂けるものになるよう準備を進めます。

セミナーの案内を次ページにつけております。

どうぞお気軽にご参加ください。お待ちしております。

知っているだけでトラブルを防ぎ、職場環境がぐっと良くなる

経営者

労務担当者

のための
わかりやすい
セミナー

テーマ

「これで安心！」

社労士と学ぶ雇用手続きと法改正対応」

参加無料

3月5日 水

13:00~15:00

セミナー内容

✓ 雇用時に必要な手続き

雇用手続きの基本がしっかり学べる！

✓ 定期的に必要な手続き

忘れがちな業務をしっかり確認、楽に手続きが進みます！

✓ 法改正の影響と対応方法

育児介護休業法・雇用保険法の改正内容、実務対応のステップ
法改正の対応策を知って、働きやすい職場を実現！



講師

木村 藤子

特定社会保険労務士
ふじ社会保険労務士事務所 代表

大阪府登録第22425号
高槻商工会議所会員

誰もが「いきいき」する職場づくりと
笑顔があふれる社会を目指しています



- ✓ 「知らなかった！」や「これでいいの？」が「これで安心！」に変わる！
- ✓ これからの職場づくりのヒントが見つかる！
- ✓ 行動した分だけ確実に成果が！
- ✓ 参加者には情報をまとめた講演資料も提供
- ✓ セミナー終了後に「個別相談会」を開催（事前にお申込ください）

ぜひ、お気軽にご参加ください

会場

高槻商工会議所 第1会議室
高槻市大手町3-46

お申込み お問合せ

参加申込はQRコードからお願いします
QRコードをスキャンしてお申込みいただけます
またはお電話にてお申込みください

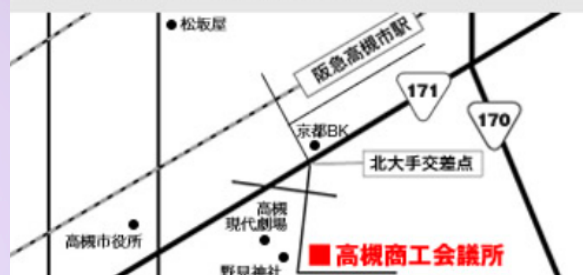
☎090-2102-3887

【主催】ふじ社会保険労務士事務所

〒569-0078

高槻市大手町3-17-102

阪急高槻市駅下車、南へ徒歩10分



参加申込



主催者HP



※本セミナーに関し
高槻商工会議所への
お問合せ・ご連絡は
ご遠慮ください。